平成２４年（フ）第５０号
山形県酒田市東泉町３丁目１番地の９
債務者　田代　陽子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第７３９号
京都市右京区山ノ内北ノ口町19―９　ビューティーマンション山高202号、住民票上の住所京都市中京区壬生森町37番地の９
債務者　川坂　弥生
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９５号
京都市北区紫野大徳寺町67番地の76
債務者　大嶋　輝之
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８７２号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地１　観月橋団地３棟308号
債務者　伊藤　浩之
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８７３号
京都府城陽市富野北垣内43番地の１
債務者　今井　　真
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８９０号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地27―101
債務者　菊井　忠信
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
兵庫県加古川市尾上町養田198番地の１　ヒューゲルヴェストＢ―105号
債務者　河内枝美子（旧姓駿河・藤田）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１３号
兵庫県加古川市別府町別府955番地の５　ヴェルメゾン302号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府602番地の16
債務者　清水　美和
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１５号
兵庫県高砂市伊保崎南23番21―３号
債務者　井本　美代（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１９号
兵庫県加古川市尾上町旭２丁目20番地の２松本ハイツＣ―103号
債務者　小柳　和人
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２１号
兵庫県姫路市砥堀566番地
債務者　堀田　隆美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６３５号
広島市西区井口鈴が台３丁目15番18―101号
債務者　北浦　冴里
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６８号
広島市中区千田町１丁目８番18―505号
債務者　淀川　美香
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０１号
愛媛県松山市余戸東４丁目５番14号　ダイヤモンドベイ余戸Ｎｏ２―210号
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３１号
福岡県久留米市御井旗崎４丁目６番41―501号
債務者　岡　トシ子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８７号
福岡県田川郡添田町大字添田985番地の１
債務者　小川八千代
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６８号
千葉県茂原市町保５番地１
債務者　廣瀬　智央
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係